

<2026 年度>
第 60 回福島県アマチュアゴルフ選手権知事杯争奪競技兼
第 60 回東北アマチュアゴルフ選手権競技福島県予選競技規定

主 催 : 福島県ゴルフ連盟
〒960-8032 福島県福島市陣場町 9-36 三角ビル 2F
TEL : 024-528-8633 ・ FAX : 024-531-5670

開 催 日 : 2026 年 5 月 10 日 (日) ~ 11 日 (月)

開催場所 : 矢吹ゴルフ倶楽部
〒969-0262 西白河郡矢吹町松房 314
TEL : 0248-44-3886 ・ FAX : 0248-44-3877

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 5 月 10 日 (日) 第 1 ラウンド 18 ホール・ストロークプレー (セルフプレー)
5 月 11 日 (月) 第 2 ラウンド 18 ホール・ストロークプレー (セルフプレー)
*本選手権競技は、18 ホール終了をもって成立とし、2 日間で 36 ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定 : 36 ホールを終わり 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。優勝者以外の順位がタイの場合は、最終ラウンドのスコアを優先する。尚タイの場合は、最終ラウンドのマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト : ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに記載されているクラブヘッド (モデルとロフトで識別される) を持つものでなければならない。このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
例外-1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 溝とパンチマークの仕様 : ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。
現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 適合球リスト : ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
ストロークを行うときに使用する球は、R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 46 インチを超える長さのクラブの制限 : ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
こうした長さの仕様に適合しないクラブを持ち運んでいるだけで、そのクラブでストロークを行っていないのであれば、このローカルルールに基づく罰はない。
6. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。
このローカルルールの違反の罰 : 「ローカルルールひな型 H-1.1」を適用する。

7. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。
8. 参加資格 : (1) 加盟クラブの会員・福島県在住在校の JGA プレミアム会員（但し、大学生は福島県在住在学を問わない）・同 JGA ジュニア会員で、ハンディキャップインデックス 13.4（申込み時）までの男子アマチュアゴルファーとする。なお、暴力団並びに暴力的不法行為を行う恐れのない者とする。
(2) 160 名を超える場合は、ハンディキャップインデックス順（同ハンディキャップインデックスの場合は抽選とする）に制限する。
**(注) 本選手権競技は東北アマ予選を兼ねるため、出場選手は他県・他地区アマ予選競技と重複申込（エントリー）してはならない。
これに違反した場合、本年度の当競技への出場は認めない。**
(注) 競技委員会は競技中を含め、何時でも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。なお、競技委員会は、プレーヤーが次の何れかの一に該当する場合、出場に相応しくないプレーヤーと判断する。
① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき
9. 賞 : 優勝者に賞状・福島県知事杯（レプリカ）、準優勝及び第 3 位に賞品
10. 資格の付与 : 前年度アマ・サーキット知事杯争奪競技成績による当年度出場権付与者及び東北ゴルフ連盟シード選手を除き、本競技の上位者に東北アマチュア選手権競技参加資格を付与する。
* 欠場者が生じた場合は、次位の者を繰り上げる。
* 各県の割当数は、予選参加者数と過去 3 年間の予選通過率の比率を加算して決定されるため、予選競技当日に発表する。
11. 参加申込み : (1) **加盟クラブ会員の参加希望者**
所属クラブに参加料を添えて申込みこと。
申込みを受けたクラブは、東北ゴルフ連盟ホームページから申込みこと。
アドレス : <http://www.tga.gr.jp>
(2) **加盟クラブ会員以外の参加希望者**
所定の申込書により、直接、福島県ゴルフ連盟に申し込むこと。
FAX : 024(531)5670
(注)参加者は、申込時に上部競技への参加意思を明示すること。
12. 申込開始日 : 2026 年 3 月 27 日（金）午前 10 時から申込を受け付ける。
13. 申込締切日 : 2026 年 4 月 10 日（金）午後 5 時必着
* 締切り後の申込みは、理由の如何を問わず受理しない。
14. 欠席届 : 参加選手は、選手本人が開催日前日までに、開催クラブ支配人及び連盟事務局宛て FAX にて届出ること。
15. 参加料 : **8,000 円**
(注) ・プレー代は参加者各自負担とする。
・参加料は申込締切日までに指定口座に振込むこと。
**振込先：東邦銀行南福島支店
普通口座 No. 62650 福島県ゴルフ連盟**
* 申込締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金するが、申込締切後の出場辞退は参加料を返金しない。
16. 指定練習日 : 5 月 7 日(木)・5 月 8 日(金)・5 月 9 日(土)の 3 日間に限り会員並扱いとする。
(予め開催クラブに予約すること)
17. 個人情報に関する : 参加希望者は、参加申込みに際し、福島県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人

る同意内容

情報を次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。

(1) 当該競技（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査

(2) 選手権の開催及び運営に関する業務

これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、学生の場合、学校名及び学年）その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。

(3) この申込による参加者の個人情報とその選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表

(4) 各種感染症拡大防止に関連し、所轄保健所及び医療機関等への住所、氏名、電話番号等の公表

18. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは福島県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を福島県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
19. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。
グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 付記 : 無断欠場による競技失格の罰を科せられた者については、その事情を考慮した上で、最大で翌年12月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。

福島県ゴルフ連盟 競技委員会